

**令和 7 年度
自動点呼機器・D X 導入促進助成事業
(全ト協申請受付事務取扱)
のご案内**

公益社団法人奈良県トラック協会

1. 事業趣旨

公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼機器を導入する公益社団法人奈良県トラック協会（以下「地方ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）に対して地方ト協を通じて助成金を交付する。

2. 助成対象者

事業者で、中小事業者を対象とする。

※中小事業者とは、中小企業基本法による中小企業者

- ・資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社 または
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

3. 実施期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 1 月 3 0 日までとする。

※上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で終了する。

4. 助成対象

助成対象とする自動点呼機器は、国土交通省の認定を受けたもので、令和 7 年 4 月 1 日以降に契約または利用開始したものとする。

5. 助成額

対象となる自動点呼機器の導入費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む）（上限 1 0 万円）なお、消費税は導入費用には含まない。

当該年度内の申請台数は、1 事業者あたり 1 台分を上限とする。ただし、県内に安全性優良事業所（G マーク事業所）を有する事業者は 2 台分（上限 2 0 万円）とする。

6. 助成金の申請

助成金の交付を受けようとする事業者は、「自動点呼機器・D X導入促進助成申請書【事業者→地方ト協】」に必要事項を記入、必要書類を添付のうえ、地方ト協に提出しなければならない。

7. 助成金の交付

地方ト協は、事業者から申請があった場合には、その内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、全ト協に報告及び助成金の請求をする。

地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者へ交付する。

8. 助成金の返還

全ト協は、次のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

なお、返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

9. 財産の処分制限等

事業者は交付対象となった機器の導入日から1年を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

なお、地方ト協は、処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

10. その他

助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

地方ト協の入会金及び初回会費を未納入または、地方ト協会費規程第5条に規定する会費の滞納がある事業者は本助成金の申請をすることができない。

以上